

景観見言十画

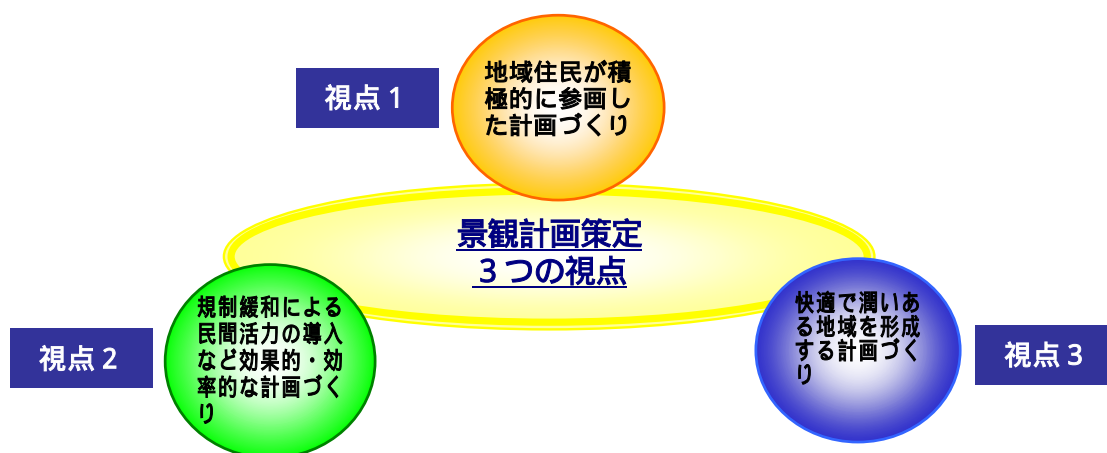
背景

景観法は、「都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律」として、平成16年6月に成立し、公布されました。

この景観法においては、都市、農山漁村等それぞれの地域にあった良好な景観の形成を図るため、都市計画、環境、農業、その地の分野の計画と十分連携を図りながら基本理念を定め、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための様々な規制を行うとともに、良好な景観の形成のための業務を適切に行う景観整備機構（公益法人やNPO法人）を設けることにより、この組織による支援等を行うことができます。

さらに計画策定には、景観行政団体（都道府県、市町村）のみならず住民等（事業者や地域住民）も景観計画の提案をすることができることから、都市計画、建築、環境、農林漁業、その地の分野の計画と住民等とが十分連携を図った計画として策定する必要があります。

視点



ステップ

本計画策定は、原則としておよそ1年をかけ、「参画型の計画づくり」を基本に、住民・職員の積極的参画のもとに景観計画案としてとりまとめていきます。計画策定の基本的なステップとその内容は以下のとおりです。

